

特定個人情報保護評価書とは

国や自治体などが個人番号（マイナンバー）を扱う事務を行う場合は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減させるための対応策を考える必要があります。そのため、一定規模の個人番号を扱う事務については、具体的にどういう事務に個人番号を用いるのか、なぜ個人番号を用いる必要があるのか、特定個人情報の漏えい等の対策はどうするのか等を、「特定個人情報保護評価書」という書類にまとめて、公表することが義務付けられています。

特定個人情報保護評価書には、基本的な事項のみを記載する「基礎項目評価書」と、より詳細な記載を行う「重点項目評価書」、最も詳細な「全項目評価書」の3種類があります。どの評価書を作成するかは、事務の規模等によって決められており、今回、県民の皆さんに意見を求める「県税賦課徴収事務」の評価書は、「基礎項目評価書」と「全項目評価書」の2種類からなります。

特定個人情報保護評価書の重要な変更

特定個人情報保護評価書を変更する場合、その変更内容が「重要な変更」に該当するかどうかで手続きが変わります。単純な文言の修正や法改正への対応など、個人番号の取扱いには影響がほとんど及ばない場合であれば、変更を行ったことを事後的に公表するだけで構いません。しかし、個人番号の取扱い方法やリスク対策が変わる場合は「重要な変更」となります。「重要な変更」の場合、県民の皆さんの意見を聞く県民政策コメント（パブリックコメント）を行い、第三者による点検を行ってからでないとは変更ができません。

なお、第三者による点検は、滋賀県の場合は有識者からなる「公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」の「個人情報保護部会」に行っていただいています。これまでの個人情報保護部会での審議内容については、滋賀県ホームページから確認できます。

附属機関の開催結果の概要（個人情報保護条例、個人情報保護法関係）

｜滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/hogo/300189.html>

保護評価書の変更の概要

地方税共同機構が運用する「地方税ポータルシステム（eLTAX）」において、令和9年9月に「地方税外部連携システム」の導入、令和9年4月には「eLTAX通知等電子配信システム」の導入が、それぞれ予定されています。

地方税ポータルシステムは、滋賀県で運用している税務用の基幹システム「税務総合システム」とも連携しています。そのため、地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子システムに対応するために税務総合システムの改修が必要となります。

地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子システムは、どちらも個人番号を取り扱うシステムですので、県税賦課徴収事務において使用するシステム群の構成など、記載を大幅に改める必要があります、全項目評価書の「重要な変更」に該当します。

なお、両システムの導入は令和9年度（eLTAX通知等電子配信システムについては、個人番号の取扱いは令和10年4月から）ですが、システム改修に関する全項目評価書の変更はプログラミングを開始するまでに行う必要があります。そのため、税務総合システムの改修前の現段階で変更しなければなりません。

地方税ポータルシステム（eLTAX）

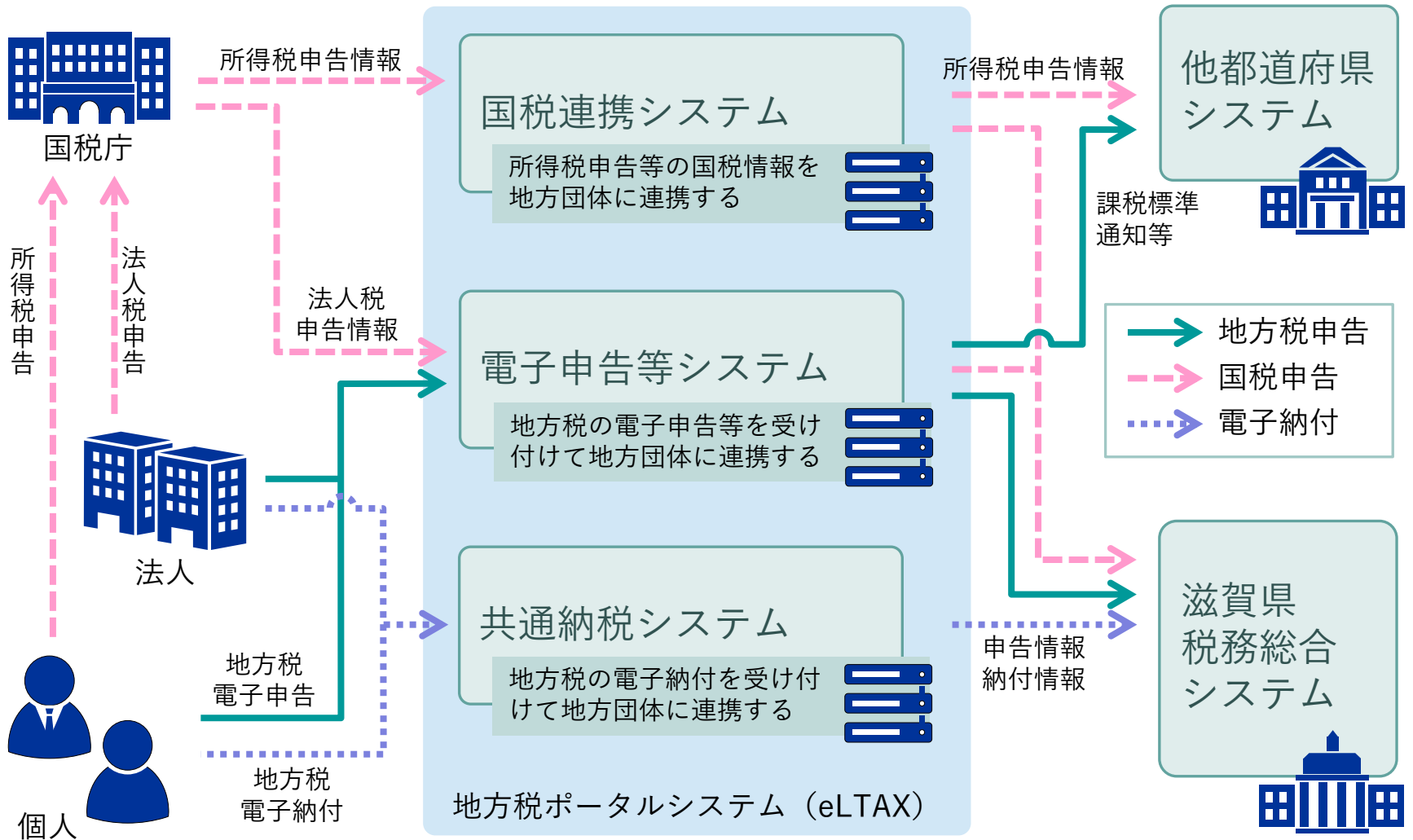
地方税ポータルシステム（eLTAX）とは、納税者の利便性向上や、地方税に携わる自治体職員の業務効率化を目的として、平成17年1月から構築・運用されているシステムです。滋賀県でも同年から導入しているほか、平成30年度の税制改正大綱では、全ての自治体が導入するよう求められているシステムです。

なお、地方税ポータルシステムを構築・運用している「地方税共同機構」は、地方税法を根拠として全国の自治体が共同で運営する法人です。

地方税ポータルシステムは複数のサブシステムが集まって構成されています。令和8年7月時点で運用されているサブシステムは3つあります。1つは納税者が自治体に対して電子申告やその他申請等の電子的な申請手続きを行うための「電子申告等システム」、2つ目が地方税の電子納税を行うための「共通納税システム」、そして国税庁（税務署）との間で地方税の賦課に必要な情報を連携するための「国税連携システム」です。

このうち個人番号を取り扱うのは国税連携システムだけですが、令和9年度以降はそこに地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子配信システムが加わる予定です。

現在の地方税ポータルシステム



新しく追加されるサブシステム

地方税外部連携システムは、自治体同士での税務情報をやり取りするためのシステムです。 個人番号を取り扱う用途としては、市区町村から都道府県への不動産評価情報の連携機能が存在します。

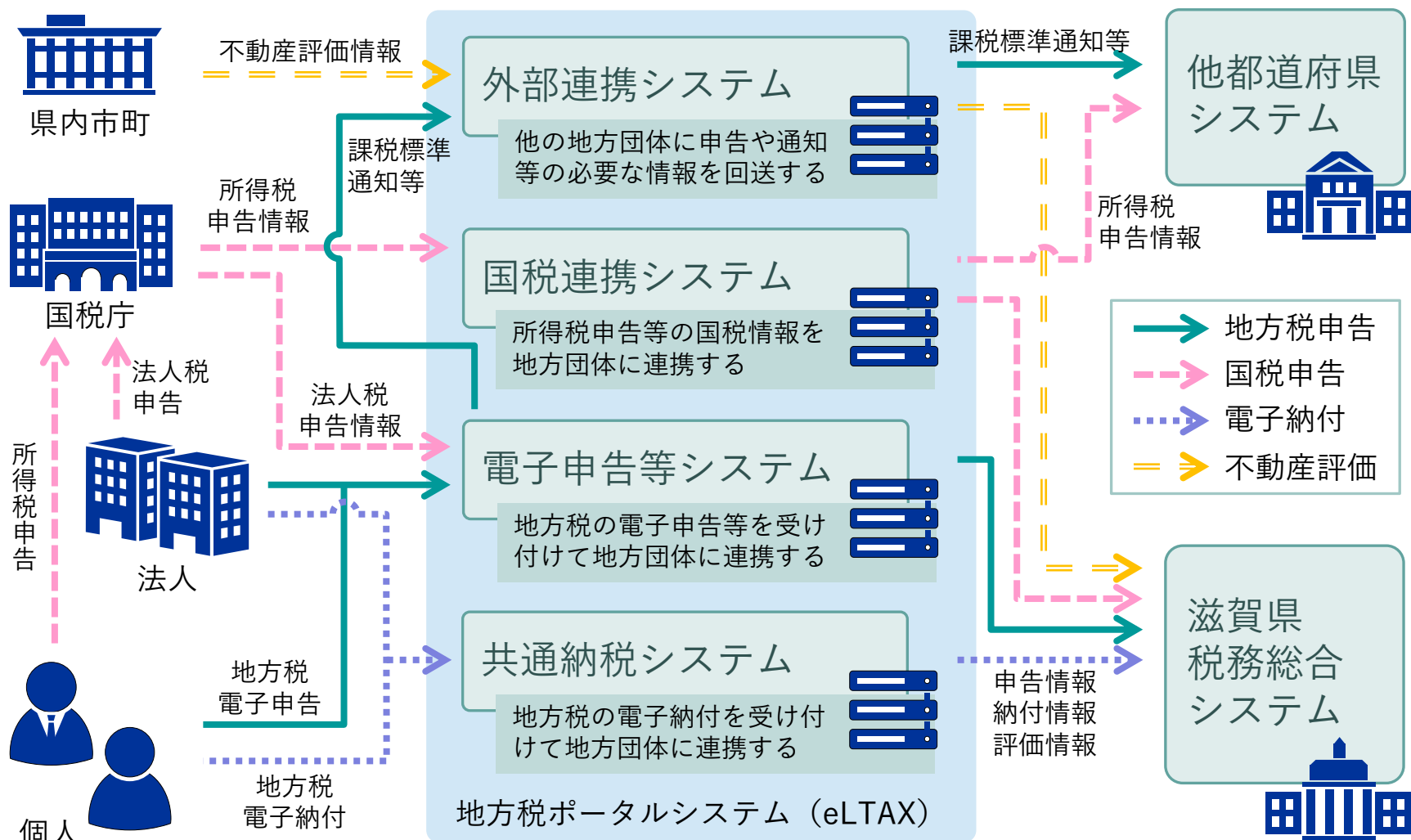
都道府県は、都道府県内の不動産を取得した個人や法人に対し、不動産取得税を賦課しますが、その税額は、市区町村が固定資産税の課税のために算定した評価額から算出ます。これまでは市区町村の評価額を都道府県が知るためには、紙で課税台帳をコピーする必要がありました。地方税外部連携システムはこの手続きを電子化し、評価額を電子的に連携する機能を持っています。

eLTAX通知等電子配信システムは、納税通知書等の書面を電子的に配信するためのシステムです。 令和9年4月から導入される予定ですが、個人番号を扱う機能は令和10年4月からの運用開始が予定されています。

電子配信を希望する個人や法人からの申請を受け付けて、申請者に配信を行うための機能が備えられています。ただし現時点では法律上、紙の納税通知書等も別に発付する必要があります。

どちらのシステムも、個人を特定するための用途で個人番号を用いています。

システム追加後の地方税ポータルシステム



※eLTAX通知等電子配信システムは省略

評価書の変更点の解説

ここからは、基礎項目評価書と全項目評価書のそれぞれについて、滋賀県がどのような変更を行おうとしているのか解説していきます。変更しようとしている箇所については、それぞれ評価書のページ数を付しています。

なお、評価書は非常に文章量の多い書類ですので、今回の変更箇所だけでも相当な字数となります。そのため、以降の解説では変更内容の全文は記載せず、変更内容の概要だけを記載することとします。変更内容の全文については、各評価書の巻末にある「(別添3 変更箇所)」に、変更前・変更後のいずれも記載しています。変更日欄が空欄となっているのが、今回の変更点です(基礎項目評価書11ページ以降、全項目評価書66ページ以降)。

基礎項目評価書の変更点 1

I 関連情報

－ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

－ ②事務の概要

(2ページ)

- 特定個人情報の入手元として国税連携システムと記載していたところを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステムに改めました。
- 一般的な事務の流れを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムも含めた形で再構成しました。また、これまで申告や納付について紙による方法と電子的な方法とを区別していなかったところについても、明示的に区別して記載するよう改めました。

基礎項目評価書の変更点 2

I 関連情報

- 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
 - ③システムの名称 (2ページ)
- これまで国税連携システムと記載していたところを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステムに改めました。

II しきい値判断項目

- 1. 対象人数
 - いつ時点の計数か (4ページ)
- 2. 取扱者数
 - いつ時点の計数か (4ページ)
- 今回の評価書変更在先立って、基礎項目評価の変更案が完成した日（令和8年6月12日）に改めました。

全項目評価書の変更点 1

I 基本情報

－ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

－ ②事務の内容

(3ページ)

(別添1) 事務の内容

(8ページ)

- 特定個人情報の入手元として国税連携システムと記載していたところを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステムに改めました。
- 一般的な事務の流れを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムも含めた形で再構成しました。また、これまで申告や納付について紙による方法と電子的な方法とを区別していなかったところについても、明示的に区別して記載するよう改めました。

全項目評価書の変更点 2

I 基本情報

ー 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

ー システム 3

- ー ①システムの名称 (5ページ)
- ー ②システムの機能 (5ページ)
- ー ③他のシステムとの接続 (5ページ)

- これまで国税連携システムに限定した記載となっていたものを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステム全体についての記載に改めました。
- 「③他のシステムとの接続」については、これまで地方税ポータルセンタとしていましたが、これは地方税ポータルシステムの一部（地方税共同機構が運用する全国共通部分）であるため、記載対象を国税連携システムから地方税ポータルシステムに改めたことで、接続先としては適切ではなくなりました。地方税ポータルシステム自体の接続先としては、国税庁のシステムである国税情報システムがありますので、そちらを記載するよう改めました。

全項目評価書の変更点 3

II 特定個人情報ファイルの概要

- 3. 特定個人情報の入手・使用
 - ②入手方法
 - その他 (10ページ)
- 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託
 - 委託事項 3
 - タイトル (13ページ)
 - ①委託内容 (13ページ)
- 6. 特定個人情報の保管・消去
 - ①保管場所 (15ページ)
 - ③消去方法 (15ページ)
- これまで国税連携システムに限定した記載となっていたものを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステム全体についての記載に改めました。

全項目評価書の変更点 4

II 特定個人情報ファイルの概要

－ 3. 特定個人情報の入手・使用

－ ③入手の時期・頻度

(10ページ)

－ ④入手に係る妥当性

(10ページ)

- 特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の入手方法やその妥当性について、
地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子配信システムに関する記載を追加しました。

II 特定個人情報ファイルの概要

－ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託

－ 委託事項 3

－ ①取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲

－ 対象となる本人の範囲

(13ページ)

- 地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子配信システムに係る対象者を追記しました。

全項目評価書の変更点5

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ー 2. 特定個人情報の入手

ー リスク1：目的外の入手が行われるリスク

ー 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (18ページ)

ー 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容(18ページ)

ー リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

ー リスクに対する措置の内容 (18ページ)

ー リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

ー 入手の際の本人確認の措置の内容 (18ページ)

ー リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

ー リスクに対する措置の内容 (19ページ)

- 地方税外部連携システム、eLTAX通知等電子配信システムに関する記載を追加しました。

全項目評価書の変更点 6

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

－ 3. 特定個人情報の使用

- － リスク 2： 権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク
- － その他の措置の内容 (19ページ)

- 認証方法について、生体認証、パスワード認証とICカード認証とに多重化していることを明記しました。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

－ 3. 特定個人情報の使用

- － リスク 4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
- － リスクに対する措置の内容 (20ページ)
- － リスクへの対策は十分か (20ページ)

- 現在のリスク対策内容を再確認し、評価を改めました。

全項目評価書の変更点7

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- － 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託
 - － 情報保護管理体制の確認 (20ページ)
 - － 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
 - － 具体的な制限方法 (20ページ)
 - － 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
 - － 具体的な方法 (20ページ)
 - － 特定個人情報の提供ルール
 - － 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 (21ページ)
 - － 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 (22ページ)
- これまで国税連携システムに限定した記載となっていたものを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステム全体についての記載に改めました。

全項目評価書の変更点 8

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

－ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託

－ 特定個人情報の消去ルール

－ ルール内容及びルール遵守の確認方法

(21ページ)

- これまで国税連携システムに限定した記載となっていたものを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムについても記載するよう改めました。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

－ 7. 特定個人情報の保管・消去

－ リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

－ ⑤物理的対策

－ 具体的な対策の内容

(21ページ)

- これまで国税連携システムに限定した記載となっていたものを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステム全体についての記載に改めました。

全項目評価書の変更点 9

VI 評価実施手続

－ 1. 基礎項目評価

－ ①実施日

(30ページ)

- 今回の評価書変更にあたって基礎項目評価の変更案が完成した日（令和8年6月12日）に改めました。

VI 評価実施手続

－ 2. 国民・住民等からの意見の聴取

－ ②実施日・期間

(30ページ)

- 今回の県民政策コメントの期間を記載しました。

全項目評価書の変更点10

VI 評価実施手続

- － 2. 国民・住民等からの意見の聴取
 - － ④主な意見の内容 (30ページ)
 - － ⑤評価書への反映 (30ページ)
- － 3. 第三者点検
 - － ①実施日 (30ページ)
 - － ③結果 (30ページ)
- いずれも県民政策コメントで県民の皆さんからの意見を聞き、第三者点検を終えてからでないと記載できない箇所ですので、現時点では空欄とし、評価書の公表時に初めて各内容を記載することとします。